

第七期東京都男女平等参画審議会 答申の概要

答申のポイント

- ✓ 都を取り巻く状況や現行総合計画の取組結果等を踏まえ改定に当たっての**基本的な事項を整理**
- ✓ 男女平等参画社会の実現に向け重要な「**自らが希望する生き方を選択できる**」**観点を第一に**
- ✓ 女活条例^(※)の制定を踏まえ**雇用・就業分野における女性活躍を独立**
- ✓ **男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備、配偶者暴力対策に取り組む**

(※) 東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例

構成概要

- 第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題
- 第2章 総合計画改定に当たっての基本的事項
- 第3章 次期計画に盛り込む政策の方向性

4つの方向性

- 自分らしく生きていく
- 女性がいきいき働ける
- ささえる、ひろめる
- 配偶者暴力対策

第七期東京都男女平等参画審議会 答申の概要

第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題

1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題

法令や計画の動き、社会経済環境の変化、女性の参画、生活時間、労働・所得等

2 現行計画の取組結果と評価

総合計画の着実な推進を評価しながら様々な課題を提示
(事業と計画との関連性、数値目標の少なさ、現況へのアップデート 等)

(参考) 現計画の事業数と数値目標数

- 女性活躍推進計画
 - ・掲載事業数 605 ・数値目標数 22 ※再掲含む
- 配偶者暴力対策基本計画
 - ・掲載事業数 317 ・数値目標数 3※再掲含む

第七期東京都男女平等参画審議会 答申の概要

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項

1 計画の位置づけ

女性活躍推進計画及び配偶者暴力対策計画で構成される総合計画

2 他計画との関係の整理

「2050東京戦略」や他の法令等による計画と役割分担

3 男女平等参画の視点の一層の推進

都の施策を男女平等参画の視点から見直し等を行うよう推進
男女別のデータの把握・ニーズの違いを踏まえた対応

4 数値目標と事業評価・進捗管理

数値目標の質・量の拡大、第三者機関を活用した進行管理

5 東京ウィメンズプラザの機能強化や様々な主体との連携強化

相談実績等の活用、様々な主体との連携強化、体制確保

6 都民への広報の強化

庁内事業連携、都民への施策浸透・実感のためのプロモーション

第七期東京都男女平等参画審議会 答申の概要

第3章 次期計画に盛り込む政策の方向性

● 自分らしく生きていく

自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して

- 男女平等参画社会の実現に向けた重要な考えを総合計画の一番に
- ライフイベント等に応じた様々な課題を男女平等参画の視点から検討
- これまでの取組も含め自分らしく生きていくための様々な活動を支援

(例) ライフイベントやライフステージに応じた様々な支援

- ⇒ 就学や就職時の進路選択拡大に向けた取組、結婚・妊娠・出産・育児・介護等への切れ目のない支援、ひとり親など困難に直面する人への支援

家庭・地域での活動を支える

- ⇒ 家事・育児分担に関する取組、健康に向けた支援・スポーツでの後押し、地域活動・ボランティアへの参画

第七期東京都男女平等参画審議会 答申の概要

第3章 次期計画に盛り込む政策の方向性

● 女性がいきいき働ける

雇用・就業分野における女性活躍の促進

○雇用・就業分野における女性の選択肢を広げるためさらなる取組が必要

○東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例の制定

⇒条例を原動力として、女性はその個性や能力を発揮できる環境を創出することにより、持続可能で性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らす社会の実現を目指す

○雇用・就業分野における様々な取組を通じて、男性も含めた全ての就業者の雇用環境の改善が図られることを期待し、政策の方向性として独立

第七期東京都男女平等参画審議会 答申の概要

第3章 次期計画に盛り込む政策の方向性

● ささえる、ひろめる

男女平等参画を阻む意識改革や環境整備

- 誰もが性別に捉われず自分らしく生きていけるようになるためには、男女の区別なく力を発揮できる環境の整備と社会の意識改革が重要
- 基盤整備に社会全体で取り組み、男女平等参画社会の強固な基礎を築く

(例) 男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動

⇒ 固定的な性別役割分担意識の解消、性別に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への取組

安心して暮らせる環境づくり

⇒ 痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止、セクシュアル・ハラスメント行為の防止、社会施設における設備等の整備（女性用トイレの設置数等）、女性の視点を生かした災害対応

第七期東京都男女平等参画審議会 答申の概要

第3章 次期計画に盛り込む政策の方向性

● 配偶者暴力対策

- 配偶者暴力は個人の尊厳を傷つけ男女平等参画社会の実現を阻害
- 被害者の安全で安心できる生活のため関係機関等が状況に応じて連携し、切れ目ない支援を行うことが重要

(例) 切れ目のない支援体制の整備

- ・ 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
- ・ 多様な相談体制の整備
- ・ 安全な保護のための体制の整備
- ・ 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(都や区市町村の相談窓口、一時保護、自立支援など)

関係機関の連携・人材育成等

- ・ 関係機関・団体等の連携の推進 ・ 人材育成の推進 ・ 調査研究の推進
(民間団体への交付金、ネットワーク会議運営、職員向け研修など)